



生活支援コーディネーター だより

編集・発行：社会福祉法人
有田市社会福祉協議会
生活支援コーディネーター
令和6年8月号 No.7

☆「生活支援コーディネーターカフェ」@宮原さん家 今後の開催予定について



8月26日(月)
14:00~15:30
お茶、お菓子準備しています
参加費 100円



9月30日(月)
14:00~15:30
おやつ作り【予定】
参加費 100円

※開催場所等について変更がある場合は、社協ホームページにてお知らせさせていただきます。

☆令和6年度 野サロン運営協議会総会 が開催されました。

6月4日(火) 野みかんセンターにて行われ、本会からも生活支援コーディネーターとして出席させていただきました。運営協議会メンバーは、自治会、民生児童委員、老人クラブ、婦人会で構成されています。



総会では、意見交換が活発に行われ、これからの展望を見据えた協議をされていました。

野サロンは、サロン活動を地域全体の活動として捉え、一丸となって活動を進めてくれています。

今後とも、よろしくお願いいたします。

☆新しい「場」が港町にも誕生しました!

5月から、港町公民館にて、新しいサロン「ミナトカフェ」が立ち上がり、始動しています。このサロンは、港町婦人会を中心に民生委員さんも加わり、運営されています。

初回開催では、野菜の名前ビンゴゲーム、お手玉で楽しい時間が流れていました。参加された方に尋ねると、「久しぶりにこんなに笑ったよ。次回も楽しみです。」とおっしゃっていました。

今後も、さらに地域に根付いた居場所になるよう私たちもサポートさせていただきます。

地域ふれあいサロン活動への参加は、仲間づくり、閉じこもり防止の他、介護予防などたくさんの効果があります。

お誘いあわせうえ、是非一度足を運んでみてください^^

▶ 毎月第1月曜日 13:30~15:00予定 @港町公民館(港町511)



▲ 参加者でおてだまを楽しむ様子

【お問い合わせ】

社会福祉法人 有田市社会福祉協議会 担当:林
〒649-0432 有田市宮原町東 215(福祉館なごみ内)
TEL:0737-88-2750 FAX:0737-88-2033



くべ社協
だージホ
←さーいも
いごむ
覧
サロン記事

和歌山県補助事業 「経営継承応援資金」のご案内

親の農業経営を継承される方、新たに農業経営を開始される方を支援します。

◆支援対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。ただし、親の農業経営を継承する場合、継承する経営あたりの対象者は1人とします。

- 1 認定新規就農者である（注1）
- 2 経営開始時の年齢が60歳以下である（注2）
- 3 令和6年1月1日から12月31日に経営を開始した方
- 4 年150日かつ1,200時間以上の農業従事が確実である
- 5 国の支援策（新規就農者育成総合対策等）を受けていない

（注1）認定新規就農者とは、就農地の市町村で青年等就農計画の認定を受けた方です

（注2）親の経営を継承し、対象者自身が経営主となり、経営を開始する必要があります
（廃業届・開業届の写しで確認）

◆資金の交付金額

1人あたり50万円（資金の用途は問いません）

予算の都合上、申請者全員が採択されるとは限りません。

◆お申し込み

「経営継承応援事業補助金交付申請書」を有田市役所有田みかん課まで提出してください。

※申請書は有田みかん課にあります。

締め切り：令和6年9月30日（月）まで

お問合せ先

有田市役所 有田みかん課 0737-22-3635

有田振興局 農業水産振興課 0737-64-1273

手続き等に時間を要する場合がありますので、早めにご相談ください。

みかん農家の皆様へ



有田市原産地呼称管理制度 「認定みかん」へ申請してみませんか？

この制度は、平成 22 年産みかんからスタートし、今年で 15 年目を迎えます。

消費者の代表である「味覚のプロ」によって、みかんの差別化を行い、原産地の個性や背景にかかる明確化された基準に基づき公的機関が認定を行います。（詳しくは裏面をご覧ください。）

「認定みかん」の認知度も、ふるさと納税の返礼品に活用されるなど、徐々に高まっています。

農家の皆様は是非この制度をご活用ください。

受付締切 令和 6 年 8 月 30 日 (金)

申請書用紙

市役所 有田みかん課に置いてあります。

また、有田市ホームページからもダウンロードできます。

詳細については、下記までお問い合わせください。



【 申請先、お問い合わせ先 】

有田市役所 有田みかん課

〒649-0392 有田市箕島 50 番地

TEL 0737-22-3635 (直通)

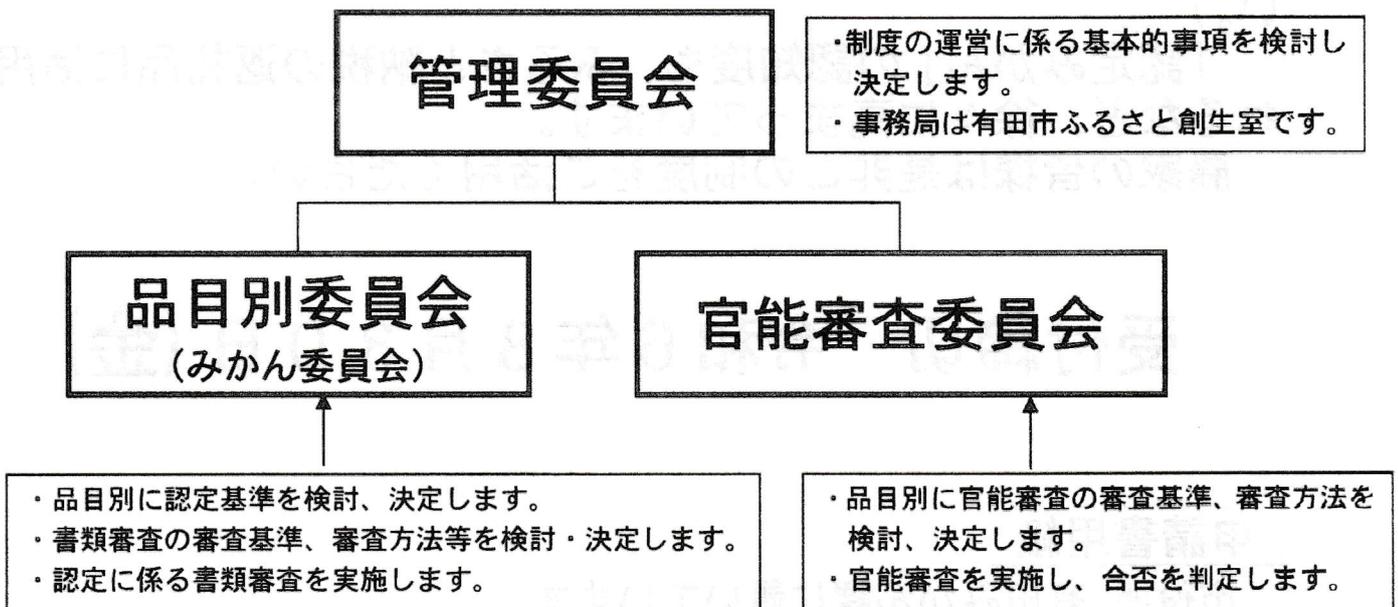
FAX 0737-83-3108

有田市原産地呼称管理制度とは？

有田市では、より高い品質の農産物及び農産物加工品を提供していくことで生産情報を消費者へ開示し、消費者の信頼を得ながら地域の振興を図ることを目的とした「有田市原産地呼称管理制度」を創設しております。この制度では、味覚等による差別化を行い、原産地の個性や背景に係る明確化された基準に基づき公的機関が認定を行います。

平成22年度から温州みかんの果実を対象に制度をスタートし、平成23年度に温州みかんジュースを品目に追加しました。選りすぐりの高品質である『有田QUALITY』を認定し、消費者へアピールすることで、さらなる需要拡大を目指します。

制度を運営する組織として、全体を統括する「有田市原産地呼称管理委員会」、品目別の基準を検討・決定し、申請から審査までの運営を行う「品目別委員会」、官能審査を実施して合否を判定する「官能審査委員会」を設置します。各委員は生産者、流通関係者、消費者、学識経験者、食に関する専門家などで構成し、申請のあった商品について基準を満たすものかどうかについて公正厳格に審査し認定します。

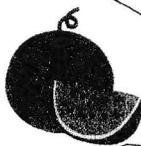


審査の流れ

- ①農家からの認定申請
- ②みかん委員会による申請園地の現地審査
- ③農家から審査用のサンプル果実提出
- ④一次審査
- ⑤官能審査委員会による官能審査により、認定・不認定が最終的に決定

中央地区公民館

自主事業のお知らせ

納涼 

落語会

ひにち 令和6年8月31日(土)

じかん 午後1時30分開演

ところ 中央地区公民館

(古江見201-1)

水戸銭 無料



※残暑厳しい毎日ですが、中央地区公民館で、

暑気払いの落語を楽しみませんか♪

皆様お誘い合わせお越しく下さい。

